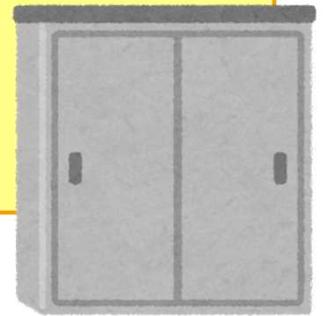


物置の設置は原則確認申請が必要です！

建築物には、建築基準法という法律の規定があり、その規定を守って設置する必要があります。

そのため、場所（用途地域等）によっては設置ができなかったり、確認申請の要否が異なります。

このリーフレットでは、物置を設置する場合に主に注意していただきたい点や必要な手続きについて、ご案内いたします。



1 物置って建築物なの？

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物となります。

随時かつ任意に移動できない状態で設置し、**継続的に倉庫等の用途として使用**する物置は、土地への定着性が確認できるものとして、**建築物として取り扱います**。

ただし、**一定規模以下の「小規模な倉庫」**については、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないことから、**建築物に該当しないもの**として取り扱います。

※「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて」（市HP）⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒



2 建築物である物置を設置するために必要なことは？

(1) 建築基準法に適合した計画としましょう。

建ぺい率や容積率、構造の規定など、建築基準法の規定に適合させる必要があります。

また、次の場所については建築物のない敷地に**単独で**物置を設置することはできません。

- ・用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域のいずれかの地域
- ・地区計画や建築協定によって設置できない区域
- ・市街化調整区域（農業用施設を除く）

※「さがみはら地図情報」（市HP）でお調べいただけます。⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

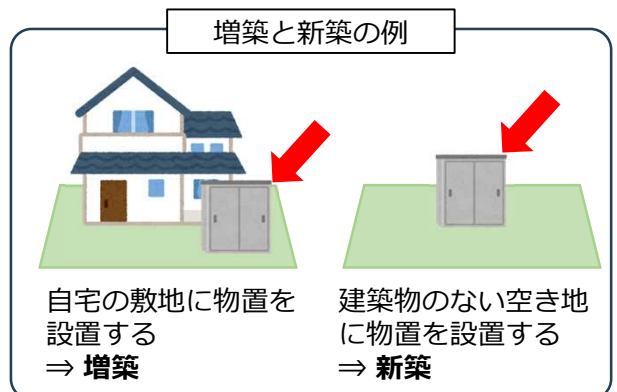


(2) 物置の設置前に確認申請を行いましょう。

物置の設置が適法な計画なのかをチェックするため、確認申請を行い、確認済証を取得する必要があります。

ただし、**防火地域・準防火地域以外**の地域で床面積の合計（2個以上設置する場合はその合計）が**10㎡以内**の増築の場合は、**申請不要**です。

新築の場合は床面積の合計が10㎡以内でも申請が必要となりますのでご注意ください。



(3) 物置を設置後は完了検査を行いましょう。

工事の完了後には、**完了検査**を受ける必要があります。法に適合している場合は検査済証が交付されます。

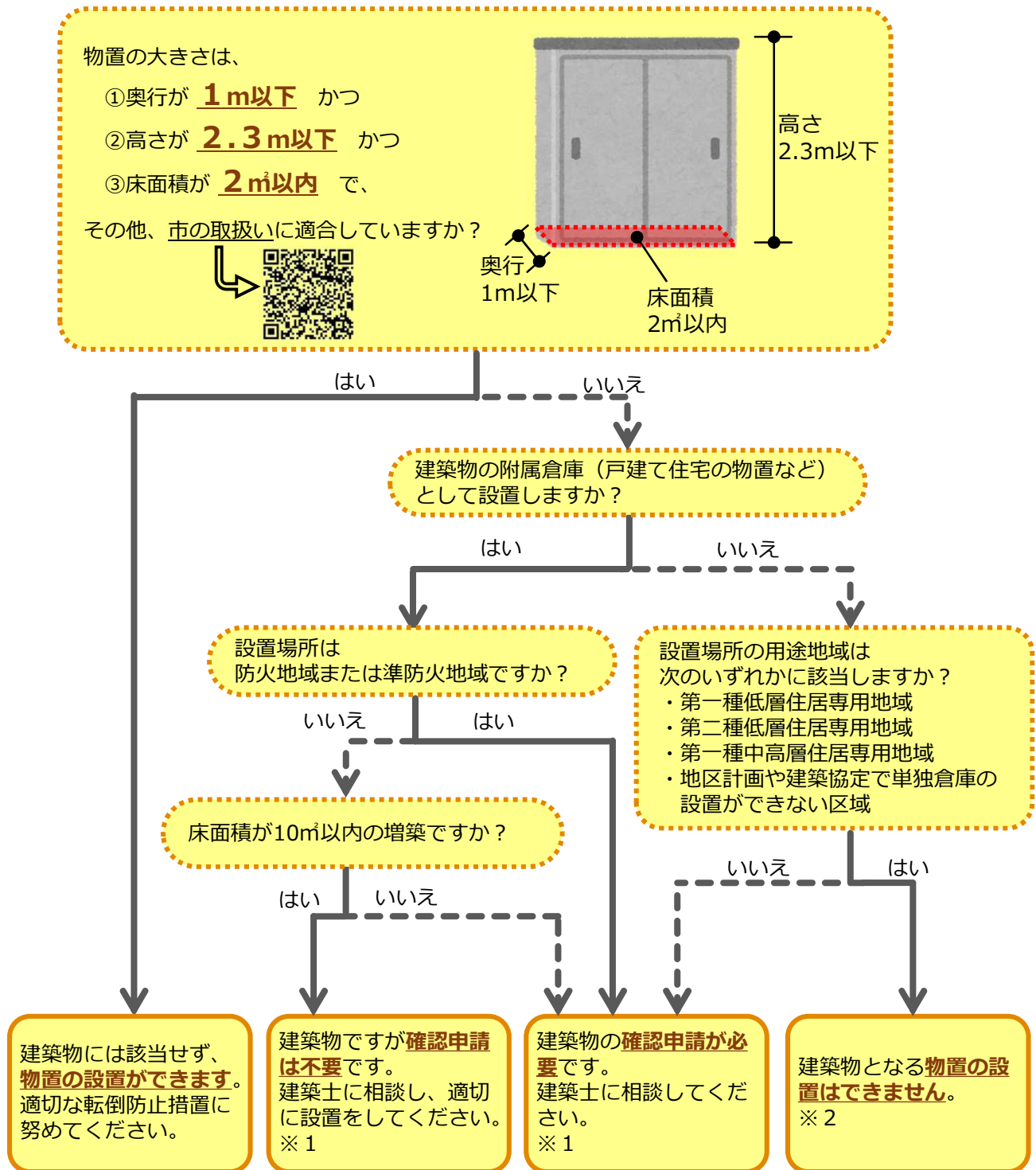
3 ご計画の物置について調べてみましょう。

ご計画の物置が設置できるのかや確認申請が必要か否かについて、下図のフローチャートで調べてみてください。



ご不明な点につきましては、右下のお問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。

※ 設置する場所によっては、管理者の許可が必要な場合があります。



※ 1 市街化調整区域の場合は開発調整課(042-769-8251)にご相談ください。

※ 2 自治会等の防災備蓄倉庫については設置できる場合がありますので、建築審査課にご相談ください。



お問い合わせ

相模原市都市建設局まちづくり推進部建築審査課
電話 042-769-8255